

平成13年度 施策別取組方向

部局名： 健康福祉部

施策番号	施 策 名		
232	保健・福祉サービスの充実		
【2010年度の目標】 多様な主体による福祉サービスの展開により、高齢者や障害者などが、身体や生活の状況に応じ、身近な地域で必要なサービスが受けられます。			
項 目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標 (2010年度の目標)
訪問介護員 (ホームヘルパー)数	785人	1,947人	2,275人 (6,100人)
短期入所生活介護(ショートステイ) 高齢者、身体障害者、知的障害者向け 精神障害者向け	864人分 1か所	1,353人分 2か所	1,310人分 (3,600人分) 2か所 (3か所)
日帰り介護(デイサービス) 高齢者向け(デイケア含む) 障害者向け (小規模授産所を含む)	109か所 86か所	221か所 106か所	200か所 (550か所) 116か所 (145か所)
グループホーム・福祉ホーム・ 通勤寮(生活ホーム含む) 身体障害者、知的障害者向け 精神障害者向け 痴呆性高齢者向け	131人分 30人分 0か所	191人分 46人分 7か所	243人分 (450人分) 115人分 (250人分) 1か所 (20か所)
介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)	3,940人分	4,610人分	4,760人分 (5,300人分)
介護老人保健施設	2,593人分	4,592人分	4,700人分 (4,700人分)
身体障害者療護施設(入所)	360人分	410人分	470人分 (540人分)
知的障害者更生施設(入所)	960人分	1,155人分	1,340人分 (1,450人分)
施設の個室化率 介護老人福祉施設(特別 養護老人ホーム) 身体障害者療護施設 知的障害者更生施設	10% - -	30% 50% -	(新築・改築分) 30% (同左) 50% (同左) 50% (同左)

1 平成11年度の取組

(1) 平成11年度の取組概要とその成果

養成研修の実施により、訪問介護員(ホームヘルパー)数は1,947人で、目標に対し31.9%となった。

短期入所生活介護(ショートステイ)の高齢者、身体障害者、知的障害者向けの専用ベット数は1,353人分で、目標に対し37.6%、精神障害者向けは2ヶ所で、目標に対し66.7%となった。

日帰り介護(デイサービス)の高齢者向け(デイケア含む)は221か所で、目標に対し40.2%、障害者向け(小規模授産所を含む)は106か所で、目標に対し73.1%となった。

グループホーム・福祉ホーム・通勤寮(生活ホーム含む)の身体障害者、知

的障害者向けは191人分で、目標に対し42.4%、精神障害者向けは46人分で、目標に対し18.4%、痴呆性高齢者向けは7ヶ所で、目標に対し35.0%となった。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は4,610人分で、目標に対し87.0%、介護老人保健施設は4,592人分で、目標に対し97.7%となった。

身体障害者療護施設（入所）は410人分で、目標に対し75.9%、知的障害者更生施設（入所）は1,155人分で、目標に対し75.7%となった。

平成12年度からの介護保険制度実施に向けて、介護サービス基盤整備に全力をあげた。その結果、制度導入時の目標であった高齢者保健福祉計画の11年度末目標については、概ね達成することができた。一方、ケアマネジャー等の人材養成等の各種事業についても実施した。

（2）平成11年度の取組に対する問題点

介護保険については制度の実施準備に集中した取組を行い、当初の目的を数値的には達成できたが、限られた時間の中での対応であったため、県民への理解あるいは対応が後手に回ったこともあり、質的な面で十分であったとはいえない。

また、障害関係については、障害者計画により障者保健福祉圏域毎に目標を定めて推進しているが、未充足地域に要件を満たした希望事業者がいない等の理由により、進捗状況にばらつきが見られた。

2 平成12年度の取組と成果見込み

介護保険については、介護保険制度の円滑な実施、介護予防事業の実施により、高齢者等が安心して生活できる環境を確保していく。中でも、介護予防・生活支援事業を重要視し、市町村が行う事業に対して積極的に支援する。

障害関係については、障害者計画に基づき地域間バランスを考慮しながら施設整備を図る。

これらの実施により、平成12年度には、

訪問介護員（ホームヘルパー）数は、3,893人

短期入所生活介護（ショートステイ）の高齢者、身体障害者、知的障害者向けの専用ベット数は1,466人分、精神障害者向けは2ヶ所

日帰り介護（デイサービス）の高齢者向け（デイケア含む）は228か所、障害者向け（小規模授産所を含む）は119カ所

グループホーム・福祉ホーム・通勤寮（生活ホーム含む）の身体障害者、知的障害者向けは207人分、精神障害者向けは85人分、痴呆性高齢者向けは10ヶ所

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、4,810人分

介護老人保健施設は、4,692人分

身体障害者療護施設（入所）は、430人分

知的障害者更生施設（入所）は、1,235人分

を確保できる見込みである。

3 平成13年度以降に向けての取組方向

民間社会福祉施設整備借入金利子補給の見直しを検討する。

民間知的障害児（者）施設に対する重度棟整備費特別助成の見直しを検討する。

介護保険制度の重要な業務を担うケアマネジャーに対し、現任研修を実施し、より適切なケアプランが作成できるよう資質の向上を図る。

利用者が質の高い介護サービスを受けられるよう、介護保険指定事業者の研修及び指導、監査を通じて資質の向上を図る。

利用者のサービスの選択と事業者の自主的なサービスの質の向上に資するため、介護サービスの評価制度を導入する。

福祉制度の谷間にいる高次脳機能障害者（脳出血、交通事故等により脳に損傷を受け、言語や種々の認知、記憶、情動等に障害の残った者）のリハビリテーションに取り組む。